

令和元年6月18日（火）

（午後2時15分 再開）

○議長（土井裕美子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

○議長（土井裕美子君） 順番11、15番 堀内さん。

〔15番（堀内和久君）登壇〕

○15番（堀内和久君） 皆さん、こんにちは。こんなに傍聴席がおるのは、8年間で僕の中で一般質問初めてで、すごく緊張しております。別に僕を見に来たわけではないのはよくわかるとるんですけども、偶然というか、本当によくおいでくださいました。どうぞよろしくお願いいたします。

きょう、朝6時から起きまして、7時59分にいつも「めざましテレビ」で星座占いを見るんですけども、きょうはたまたま1位、乙女座でAB型の堀内です。ラッキーパーソンは、近くでいる人が寄り添ってくれるみたいな感じやったんです。ということは、市長か教育部長あたりかなというふうに、そういうふうに思っとるんですけども、一生懸命頑張りますので、どうぞ1時間おつき合いいただきたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、二つ質問させていただきたいと思います。

まず、ちょっとまだ記憶に新しいんですけども、なれ合い政治、事なかれ主義、場当たり、先送り打ち破ることなくして、真に市民のための政治はあり得ない。僕、よくホームページを見ているんなことを相談に乗っていただいとったんで、少しだけ勇気をかりて、ちょっと8年議員やっていると、最初は何言うとかわかれへんだんですけど、ちょっと

僕わかってきました。別に染まっているわけではございません。自分の理念に基づいて、きっちり聞いていきたいと思えます。

それでは、よろしくお願いいたします。

一つ目、嘱託職員の雇用と賃金等についてでございます。少子高齢化に伴い人手不足が予測される中、民間はそれぞれの人材確保や企業努力をされています。地方公共団体である橋本市の場合も退職者がおられる中で、新しい人材確保も視野に入れていることと思えます。どのような時代の流れになるかはわかりませんが、本市を抜本的に支えているのは、公務員の皆さまでございます。

しかし、部署によっては専門性の高い嘱託職員がおられます。立場は違いますが大切な職員であります。正職員のフォローをするためだけにおるんではございません。現在の雇用状況から、嘱託職員の人数と必要性と専門性を伺います。

二つ目、旧学文路中学校跡地利用と周辺整備について、3回目でございます。本年度開園のこども園と近々完成の公民館は、地域にとって大切な位置づけとなりました。しかし、過去の質問より、河南地区のコミュニティの拠点の一つとして、周辺の環境整備や敷地内の最終の形が見えません。当局はどうお考えなのか。また、予算計上も踏まえ、もう一歩踏み込んで伺います。

明快な答弁、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君） 15番 堀内さんの質問項目1、嘱託職員の雇用と賃金などに対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君） 嘱託職員の雇

用と賃金等についてお答えします。

まず、本市が雇用している職員数ですが、市民病院の職員を除く本年6月3日現在の人数は、正規職員が526人、嘱託職員が150人です。嘱託職員のうち再雇用者は19人ですので、公募等により雇用している者は131人です。

この131人のうち、専門職として業務上必要とする免許資格により雇用している者は48人です。

次に、嘱託職員の採用の必要性と専門性については、橋本市一般職非常勤嘱託職員の雇用に関する規則第2条に規定されており、任命権者は行政事務を円滑に行うため、次に掲げる場合において嘱託職員を雇用することができるとし、その要件として次の四点を示しています。

一点目、一定期間内に多量の事務処理を必要とするとき。二点目、一定期間内に専門的知識または専門的技能を必要とする業務が生じたとき。三点目、専門的知識、または専門的技能を必要とし、一般職の職員の配置が困難であるとき。四点目、その他任命権者が必要と認めるとき、となっています。

また、嘱託職員に支払う賃金単価は、橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例第3条及び同規則第2条で設定範囲が定められており、任用すべき職かどうかといった資格や知識、経験を求めるのか等、業務内容をもとに個々に単価を設定することとしています。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん、再質問ありますか。

15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）ちょっと番号が変わるとややこしいですね。4年間15番で頑張ります。ありがとうございます。シンプルな答弁で本当に感謝いたします。規則に基づいて行政事務を円滑するためというふうに、条例

で書かれている、条例というか規則に書かれていることをそのまま言っていたんで、シンプルに問えるんですけど、答弁どおり、131人中、専門性というか、もう一步踏み込んでということなんで48人、その前後を中心に再質問していきたいと思います。公募からということになるんですけども、規則の三点目、規則と本市のあり方が少しわからないんですね。だから、必要性というのが職員に対してどういうふうに思っているのか、その専門知識、技能を必要というのは、どんなときを総合政策部では思っているのか、また、一般職の配置が難しいときというのはどんなときですか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）規則に言います専門的知識を有する、あるいは専門的技能というのは、少し具体的にお話しさせていただきますと、例えば、専門的知識におきましては、単に免許や資格というのを求めることではなくて、例えば、地区公民館や文化センター、それから施設の運営等で地域住民とのかかわりというのが重要視される。そういう業務につく方。それから、学校との連携というのが重要になって、そういった学校運営に明るい元教員であった人であるとか、あるいは自衛隊、あるいは警察官のOBといった防災やそういう障がい、こういった事務にたけた方、そういった方などを専門的知識を有するというふうに考えています。

それと、専門的技能というのは、これは資格もあるんですけども、やっぱり現場で実際、作業なり工作をしていただくということになってくると思いますので、これは何らかの必要な資格を持って業務に当たる方というふうに思っております。

もう一点が、基本的に職員の削減というのでも進んできておりまして、基本的にその一定

期間内というのが一つのポイントになりまして、当然、恒常的に必要な方というのは正規職員として採用する必要があると思うんですけども、その限られた期間の中で必要とするんですけども、そういった職員が見当たらない、そういう場合に該当すると思っております。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）私の思いとほぼほぼ同じであります。ありがたいと思っています。そしたら、今いただいた専門的知識を要するスペシャリストであったりとか、現場にすぐく慣れている方、いろんな方のOB、ほんで技術的根拠のある方、そういう人がそれに当たるといふうにいただいたんですけども、それらお答えいただいた方、人数は別として、日常の一般事務より給料というのはいかがですか。高いんですか。同じですか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）賃金については規則で定められておいて、しかもその幅がございまして。規則はもうご覧いただいておりますので、特に説明することはないと思うんですけども、一般事務よりも専門的知識、専門的経験を有する方が低い場合もあるというようなことで、そこについては混在している。総じては高いんですけども、一概には言えないという、そういう状況です。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）そこからは要望も絡んでの質問になるんですけど、やはり一般事務の人を低く抑えれとか、最低賃金で雇えと言わうとるわけではないです。これから働き方改革の中で賃金を上げていって、能力が高い人は公務員と同様までいかずとも、その能力を発揮して市民サービスに還元している職員というのは上げなければならないという認識を持っていただきたい。

その上で伺います。ラグビーボー

ルみたいに聞くんですけど、各課の部長にお伺いするんですけども、本当に今総合政策部長が言われたような、僕も過去に何人か言うてると思うんですけど、これだけのレベル高い資格を持って任せて、市民のサービスに反映できる正規職員ではない職員、何名いますか。建設部長、いかがですか。

○議長（土井裕美子君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）私どもの部では、専門的知識があり、経験があり、資格を有した全てを備えた者が4名在籍しております。以上です。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）過去に聞きに行ったことがある部、そしたら全部聞きます。

水道部長、経済部長、福祉部長、いかがですか。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）お答えします。私どもは、まずは生活環境の監視員、これは警察のOBですけども、非常に働いてくれて、臨機応変に動いてくれると、フットワークの軽い。もっと増やしたいぐらいでございます。これは別として、ただ、この方も知識経験ではありますけども事務職扱い。それと、斎場のほうもずっとベテランさん行ってきてます。やっぱり職員をずっと置くわけにはありません。それと、あと、水道のほうですけども、資格はないんですけども、ずっと市のOBであってベテランであったり技術があると。それと、行く行くは職員がこういう代わりできることはないと思いますので、こういう職員になるような嘱託として、また今2人おりますけども、その若手もそういう形で育ててほしいと。そういう意味では、一般事務ではありますけども、やっぱり離しがたいような人材がおります。

資格としては、今知識経験4名、一般事務

は3名、知識経験になってほしいのが3名おられます。

以上です。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）経済推進部には、合わせて10名の嘱託職員が配置されています。農林振興課に2名、シティセールス推進課に4名、企業誘致室に4名です。先ほど答弁にありました専門職48名という中には、専門職として業務上必要とする免許資格により雇用している職員は、経済推進部にはおりません。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）私どもの部は大変多いです。嘱託職員54名おられます。これ、多いのは、幼稚園と保育所を持っていますので、こういう形になると思います。そのうち、専門性のある職員が42名です。これも保育士とか教諭が入っています。それ以外に専門性のある職員としましては、手話の通訳、ケアマネジャー、それから介護認定調査員、障がいの認定調査員等が当たります。

以上です。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）アドリブにしては最高な答弁ありがとうございます。それらは言うたらわかると思うんですけど、能力が高い、正職員にひけとっていないというのは、部長、課長やったらご存じのはずです。シンプルに言うと、最低賃金も上がってきている世の中で、その人らの必要性というのをどこであらわすんですか。いつもありがとうと言うんですか。それは当たり前の話であって、賃金で上げてあげないとよそにとられる、はっきり言うて。これがやっぱり橋本市の一番だめなところだと思うんです。

能力が高い人はやっぱりコミュニケーション、そういうのをとっていくのは当たり前、

感謝の気持ちも当たり前、だめなところは指摘する。いろんなコミュニケーションをとった上で、よそへ行かれたら具合悪いでしょう。僕らたまに、同僚の田中議員と退職の日というんですかね、3月の末にお疲れさまでしたって頭下げに行かせていただくんですけど、お礼も行くんですけど、最近はやっぱり若い人が多いですよ。ほかにええところあるんでしょうかね、やっぱり。これがやっぱり具合悪いと思うんです。

で、入ってきても、3人か5人か雇用の枠ですけども、実は併願されとったとか。あかんことではないんです。やっぱりチーム橋本、チーム平木を支えていこうという卵というのは、市長は時の選挙で変わりますが、やっぱり橋本市民の行政サービスを担う大事な卵、専門性のある職人という表現していいのかわからないんですけど、これをやっぱりもっと大事にしていくという姿勢を見せないといけない。だから、私は一議員ですので、質問する権利はあっても形の執行権はございませんので、各部長においては強く要望しておきます。

ここからが大事なんです。本来、高い水準である嘱託職員、窓口対応、電話クレームなどあります。個人的に言うたらまたえこひいきになるんであれですけど、17番議員の一般質問にもあったイノシシの係でも、あんなんは僕もイノシシとりに行ってとめさせとるんですけど、命がけですわ。やっぱりもうちょっとちゃんとしてあげないといけない。そういうのも考えて、今後橋本市にとって必要な人というのをもっと育てる、イコールやっぱりその対価というのを支払ってほしい。

やっぱり橋本市の正規職員というのは、公務員であるがゆえに身分は保証されています。でも、その人たちの身分保証とか、保証と言うたらあれなんですけど、あなた方は管理職、上司が守ってあげないといけないんで

しょう。ここがずれとる。民間の企業とずれているところですよ。この認識をまず持っていたきたい。チーム平木というのはこういうふうに行くんだと。議会議決を経て業をなすんだということをたたき込んでいただきたい。これが市民サービスの一步目であると思いますが、総合政策部長はいかがですか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）確かに、職員は皆頑張っていると思います。やっぱりその上で、やりがいというのが非常に大事か。じゃあ、やりがいというのは何だという話なんですけども、それは一つはもちろん賃金であると思います。また、それ以外にもやはり、例えば、休暇制度であるとかそういう職場環境というのも一つの要因ではあるのかなというふうに思いますけども、ただ、その中でやはり逃げていくと。どこへ逃げていくのか。民間あるいは他の自治体という、こういうことになりますので、そういったところのバランスというのはいろいろ調査もしながら、特に橋本市の場合、大阪に近いということもありますので、その官民のバランスというのとはっていく必要があるとは考えております。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）ありがとうございます。そこまで思っただけのんやったら、実行に移していただきたい。調査していただきたい。若い職員、中間職員をもっと大事にしていきたい。

ここでちょっとずれるんですけども、通告内でおさめます。こういう職員さんからの希望や要望とかクレームというのも、当然、職員課にあると思うんです。職員課の上に総合政策部長が乗っ取るわけですから、どこまで耳届いてるかわかりませんが、やっぱり意見を言うたら、「あいつは気に入らん。やめさせ」とか、そういうのはあるんです、実は。

別にあるないのこれは通告外なんであれなんですけど、そういうことがあってはいかんで、やっぱりきれいなピラミッドをやっていると思ったら、専門性の職員も大事にしていくという、中枢というのは職員課でしょう。いろんなところを民営委託するのは、財源のためだけですか。違うでしょう。ほんまに平等性を担保するんやったら、職員課を民営委託したらええんちゃいますか。あくまで僕の提案とかひとり言なんで、質問からはずれるんで答弁は結構ですけど、こういうこともあるということを目を光らせていただきたい。そこは要望でお願いします。

能力給については考えていただくということで、最後のほうになるんですけども、さっきの金額の段階の幅の話なんですけど、条例に書かれているので言うたら、一般事務で言うたら13万9,000円から23万2,200円の範囲内というふうに明記してあると思うんです、一般事務は。非常勤嘱託等の賃金に関する条例施行規則のところのこのグラフ、グラフとか四角いところなんですけど、専門職、保育士、看護師、作業員という段階があるんですけど、ここの一般事務というのが13万9,700円、比較的低い金額から23万2,200円の範囲内になっています。ここをやっぱりきっちり精査して、ヒアリングして、部長・課長のヒアリングのもとで、段階の評価をちゃんと、級と号と一緒にちゃんとつけていただきたいと思うんですけど、それに対しての何か見解ありますか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）この一般事務にかかわらず単価差には幅があるということで、実は議員もご存じだと思いますけども、来年、令和2年4月1日から、会計年度任用職員制度というのが始まると。その中で専門職を中心としたそういう見直しというの図っ

ていきたいということと、今おっしゃいました、これを適用するという事ではないんですけども、そのあたりもう少し明確な区分と適正な賃金というのを全体を見渡した中で設定はしていきたい、このように思っております。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）それも踏まえて、次、聞こうと思っただけなんですけど、会計年度任用職員という制度になるので、副市長に聞こうと思っただけなんですけど、部長が答えていただいたんでもう結構でございます。能力給も段階も踏まえた上、ほんで、新しいこのルールも踏まえた上で、やっぱり僕、よくこども課とか行ったら、栄養士さんであったりとか、さっきも言うたけどイノシシのおっちゃんであったり、結構頑張るとる人が多いんですね。僕の知らない囑託の人がおたらごめんなさい。えこひいきしとるわけではないんです。正職に負けないぐらい、例えば、税の係やったら膝ついて市民と対話しとるとか、そういうのがやっぱり橋本市民のサービスの一步目であると考えますので、今後どうぞ、今言うた答弁で間違いのないと思いますので、よろしくをお願いします。

一つ目を終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目2、旧学文路中学校跡地利用と周辺整備に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（阪口浩章君）登壇〕

○教育部長（阪口浩章君）旧学文路中学校跡地利用と周辺整備についてお答えします。

ご承知のとおり、学文路中学校跡地については、本年4月に学文路さつきこども園が開園し、来る9月に新学文路地区公民館の開設を予定しています。

過去にも答弁させていただいたとおり、旧

学文路中学校跡地は、生涯学習の拠点及び避難所としての地区公民館、また社会体育施設としての旧学文路中学校体育館、さらに小学校就学前の教育・保育施設としてのこども園という三つの異なる施設が隣接して建設されることで、河南地域の新しい交流と生涯学習の中心的なエリアとして発展させたいと考えています。

また、これらの建設等に要した費用ですが、まず、学文路地区公民館関係では、平成30年度で本体、電気設備及び機械設備工事と設計監理委託料を合わせて予算額2億1,793万7,000円で、契約額の合計が1億8,946万7,000円です。

また、こども園関係では、平成29年度から30年度にかけて、旧学文路中学校の解体工事、駐車場、進入路の整備及び設計監理分を含めて、市から運営法人への補助金として、予算額2億9,428万6,000円に対し、支出額2億5,325万5,000円です。

公民館とこども園を合わせた総額は、予算額5億1,222万3,000円に対し、現在のところ、4億4,272万2,000円となる見込みです。

なお、周辺整備に関しては、平成29年12月及び平成30年3月の15番議員の一般質問において、グラウンド西側の構造物の撤去及び市道清水南馬場線の拡幅、進入路などのご質問をいただいていたのですが、財源の確保の観点から、こども園、公民館建設と同時に実施していません。

今後は、幼児教育・保育、生涯教育の中心的エリアとして考える上で、地元の意向と財政状況を勘案しながら協議してまいります。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん、再質問ありますか。

15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）丁寧な説明ありがとうございます。今回一番質問多いみたいで大変

ですね。教育部長、人気あると思います。今までツケ来とる部分もあるんちゃうかなって、個人的に思うんですね。場当たり、事なかれ、先送りじゃないですけど、僕、それがすごく懸念してしゃあないんです。やっぱりしんどいんちゃうかなと思って。でも、やっぱりその職責をもって聞かせていただきます。決して部長個人を恨んでいるわけではございませんので、おわび申し上げます。

財政状況の協議とか答弁にあるんですけど、やっぱり最終のイメージを持たんと協議とか問うていくというのが、そもそも僕、意味わからんです。どういうふうな最終形を描いとるかということが答弁にないと思うんですけど、その点についていかがですか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）答弁にも申し上げましたとおり、このエリアについては公民館、こども園、そして社会体育施設ということの三つの複合的な施設を持つエリアとして、将来的には新しい交流のエリアとしての発展をさせていきたいという、少し大きな抽象的になるかわかりませんが、そういうふうなことで考えております。

ただ、今、議員おただしの具体的なということにつきましては、今現在、こども園については既に4月から開園をしており、また、社会体育施設については、日中は使用のほうをとどめておまして夜だけの開設となっておりますけども、公民館等も9月に開設の予定でありますので、それらを踏まえてこの地域の皆さんの声を聞きながら、そういうこのエリアというものを、ここの学文路地域全体の皆さんがここに集えるような施設にというふうなイメージを持っておりますけども、そこからちょっと一歩踏み込んだ、具体的なイメージというものは、今現在、私のところでは持ってございません。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）ソフトはいいんです。僕が言うとするのは最終形の形、ハード図面というか、こういうふうなことにしようというのがないのに、よくハードの協議できるねって。ソフトの協議は何ぼでもくみ上げて色づけ、血肉にしていいただいたらええと思うんですけど、ハードのゴール地点、ある程度の目標の到達地点がないのに、ただ、解体して公民館つくって、こども園つくって、そこにはすごい感謝しています。何にも文句ないです。ありがたいと思っていますよ。でも、その後、その周辺の整備をどうするかという構想がないのにこれはできないでしょうという形なんです。だから、ないんやったらないで結構なんです。

次、行きます。前回より僕はずっと道を広げてほしいということをお願いして、言うてた。それは財政事情でしんどいというのはようわかるとるんです。ただ、あそこ、前の福祉部長の答弁で、常識的な進入路で何かあったときはどこに責任があるんですかって。建屋で道で、すいません、きょうは図面を渡しておりますので、よかったら見てください。1番から入ったときの、この建屋と駐車場っぽいところとの間に道路が入っているんですね。だから、毎回この道路を横断しないと何百人、ほんで、きのうの12番議員の質問でも何か言うてましたけど、ここの地域に人を集めて寄っていくんや、向こうの公民館からこっちに来るんや。ほんたら、人がいっぱい来て、にぎやかになってコミュニティの拠点で、ありがたいですよ。安全確保とか防災のところ抜けているじゃないですか。

でも、そんなも全部踏まえた上で前の部長はこう言うたんです。責任は行政にあると、事故が起こったときに。今の社会情勢で、やりたくてやっとするお年寄りはいないですよ。

免許返納もしていただいていますし、返すというか、いろんな社会情勢で事故を起こしたると思ってする人はいてないんです。我々若いもんも、軽率な対応でぽっとペダル踏み間違ったりするかもわかれへん。でも、今テレビニュース見ていたら、結構よく聞きますよね。そういうの別にお年寄りが悪いと言うとるんと違います。でも、子どもらの環境の中にお年寄り、福祉、公民館、地域、コミュニティが入ってきたときに、これはまずいとちやうかと言ったときに、福祉部長は責任はうちにあると言うとるんです。そもそもこの図面がおかしいとちやいますかということ、僕は最初に言いたかったんです。

これからコミュニティの場になっていく上で、そのときは福祉部長の答弁やったんです。教育部長に伺うんですけど、教育部局として、1日何人通るかはきっちり統計とれないと思います。先生、生徒、生徒の保護者、公民館の日常、あと、地域で遊ぶ子どもたち。この間、僕が見に行ったとき、子どもらはグラウンドをよう通らんさかいに、1番のところへ出てきて市道を通って、ほんで細いところを通って南向いて行くんですね。それだけで子どもらは15分ぐらいかかるんですね。そんなにも踏まえた上で、教育部長と職責として、これは進入路一つで大丈夫やお考えですか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）進入路につきましては、以前よりご答弁もさせていただいております。その上で今、議員のほうからもおただしありました、この北側の市道に隣接して1箇所ということの中で、今この進入路につきましては、少し西側にコンクリートで舗装された部分が、アスファルトの道路の部分よりも若干西側にコンクリートで舗装された部分がございます。

やはり議員からのご指摘もありましたので、今ちょっとこちらのほうで考えておりますのは、今ちょうど進入路、センターラインのほうを入れさせていただいてあるんですけども、少しそれをコンクリート側にこの間口を広げさせていただきまして、センターラインのほうを少し西側にずらさせていただきたいと。道路表記を表示のほうをさせていただく中で、とまれでありますとか、また、進入路の部分につきましては横断歩道等の表記をする上で、安全確保というものについてはできる限り尽くしていきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）そしたら、一つで大丈夫やという認識で動くということですね。

次、お願いします。

○議長（土井裕美子君）映像ですね。

○15番（堀内和久君）はい。これが部長が言われた進入路と逆からの映像ですね。これ以上ちょっと大きくなれへんんですけど、そのコンテナハウスを建てている桜の木のところ、これが広がったということやと思うんですけど、そもそもこの①とついた図面を見ていただきたいんですけど、この少し東側に清水のローソンから斜めに入ってくる、サマーボールでよく通るありがたい道路があるんです。全部わかっているんですけども、その次なんですけども、これがその1を指しているところの縁石ですね。わかりますか。見えますか。黒いですね。できてまだ数週間の写真ですね。

ということは、センターラインをはみ出してくる、今ワンボックスとか、軽四やったら行けると思うんですけど、最近ファミリーカーってワンボックスが多いですよ。これがワンボックスやったんかどうかわからないですけど、センターラインを右折ではみ出してくる、もしくはそれで対向車がおったとき内輪差が生じるんで、こういうことが起こるん



です。ここ、歩道でしょう。点字もあるんですね、これ。

これで何がでない安全確保できて、進入路一つでええっていう根拠になるんかがわからない。ちょっと広げるからとか、そういう話じゃないんですね。持ち帰ってゆっくり話をしてほしい。たかだか一般質問、されど一般質問です。僕はずっと言うてきたことです。ここは直角のT字路じゃないんです。変則のどこやさかいに、専門的な技術屋の根拠を得て話をしていただきたいということは、前の図書のエアコンのときにせんど教育委員会には申し上げたと思うんです。そこが理にかなってないから、この質問をしとるんですね。さっきも言いましたけど、これは安全担保してらって僕は思えないんですね。

で、次のハード面のことを問うていくんですけど、図面のとおりに、これ、平面図なんですけども、映像はちょっとの間結構です。もともとこの中学校というのは僕の卒業した学校なんですけども、議会事務局も同じやと思うんですけども、⑨番のところですね。⑨番のところから用水路、農水というか用水というか、これが入ってくる入り口があるんです。なぜかという、これは貯水機能をこのグラウンドが兼ねているから。2年前の台風21号のときはさすがにオーバーフローしましたが、それまで大きな水あふれたとかそういうのは、僕はもともと清水のこの辺に住んでいたんで、賢堂へ行って20年ぐらいになるんですけど、この20年ほど、細い道のところがゲリラ豪雨とかで結構結構というのはあるんですけど、この貯水がどうのこうのというのは、そこまでえげつないことって今までなかった。ここ、ちょっと前の数日の雨になっとるんですけども、もう一回、写真いいですか。

これはこの間の1週間、10日前の大雨、た

かだか2時間降ったであろう、建設部長はわかると思うんですけども、この大雨のときです。後で一個一個行こうと思ったんですけど、バグったらあかんので見せますね。2時間ぐらいでこういう雨になるんです。もともとの貯水機能があるんで、さっき申し上げたところは、これはもともとの学文路中学校の写真なんですね。ほんで、ちょっと失礼、このままにしといてくださいね。これがその9番のところですね。これがある一定の水の量があふれてくると、9番のところから入ってくるんですね。入ってこいよという設計で、ルートイングループの図面屋とか技術屋は理解しているんです。私の言うてる日本語と向こうの言うてる日本語はイコールになってるんです。

そこで伺うんですけど、これが貯水になっとって、土入った、駐車場入った、それは全然いいんです。何でこの、これ入っているのわかりますよね。9番のところから入って、園庭に入って、8番のところなんです。これが最初のところなんですけど、ここまで水が来とるんですね。

これが2時間ほどでたまる水、これが3番の位置ですね。3番から2番の間ぐらいで僕いてるんですね、この写真は。これがなぜこのたかだか2時間ぐらいでこういうふうになるんかということ、教育委員会はわからないのかなと思うんです。でも、技術屋さんには何で聞かないのかなということをお願いなんです。教育委員会がこれの責任を問うこともないし、とることもないと思うんです。なぜ教育委員会は前回のことで約束したことを、技術屋の根拠をもった説明を理解した上で、一歩前に進まないのかなということを知りたいんです。いかがですか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）ここの排水対策に

つきましては、こども園が当初、建設される際の地元説明会の際、教育委員会も同席をさせていただきまして、その際、近隣の住民の方からのご要望がありまして、それに対して、何とか臨時的にも排水をグラウンドから直接道路側、市道側に流れないようにということで、ここにある程度傾斜をつけて、このグラウンドの西側から東側に雨水が流れるように、また、一旦西側のグラウンドのほうに流れる雨水については、U字溝のほうに入れて、それをまたさらに東西に走っております排水溝からぐるっと迂回する形で従来の排水溝に流すというような計画で進めておったわけなんですけれども、確かに議員がおただしのように、これに関してはその場でございました教育委員会、それから健康福祉部の職員、それと、こども園の関係者との協議の中でそういうふうな形にはなりました。ただ、建設部の職員に、この内容については確認はしておりません。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）部長の言われるのは、写真のさっきのところの2、3、4ぐらいのやつが、5のところに入って6に入って、6から8のほう点々点々でパイプで行くか、もしくはこの辺からどっかへまた漏れてくれて、7番、そして12番、11番というふうに水が行くであろうという説明やったと思うんですけども、そんな説明は僕からしたらわかっとなるんです。地域住民もわかっとなるんです。ここへ来るこども園の親も、その辺の卒業生が半分ぐらいおるんでわかっとなるんです。要望をくみ上げて協議していくと言うんやったら、最終の形まで協議したってくださいよ。じゃないですか。

だから、僕が言いたいのは、今回、教育長、あまり入ってきませんが、図書室のエアコンのときに技術屋の根拠をもってやったんかという話で、次からちゃんとしますというこ

の定義の中で、並行してこれ動いとったわけですか。僕にうその答弁しているじゃないですか、前の教育部長ね。記憶にないとか、そんなことを言うとするから橋本市は笑われるんや、俺からしたら。それが悔しいんですよ。

技術屋の根拠をもって、ルートインは技術屋がいます。だから、この図面を見て地元と協議したときに、地元この関係のところ全部回った。聞いています。ほんだら、何で橋本市は技術屋がおるのに、その人にここの勾配どうのって。工事の施工が間違っると言うとするんと違うんですよ。何でこの地域をもっと重んじていただけないかということをお願いしたいんです。そこについていかがですか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）確かに今回、先ほどの写真を見せていただく6月7日の時間雨量34mmの雨だったかと思えますけども、その際にはある一定の量が来ればこのような形でたまってしまうということで、今回施工させていただいたそのグラウンドの排水対策については、この雨量においてはこの現状になったと。それに関してやはりきちっとした技術的な部分では、技術職員にきちっとしたアドバイスをいただいていたということについては、ここは反省はしております。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）また、最後に市長にお伺いします。途中で入ってこないでください。やっぱり反省ぐらい何ぼでもできるんですよ。約束を守ってくださいよ。引き継ぎしとなるでしょう。部長は前にも議場におったですやんか。第三者的に聞いてましたやんか。図書室のエアコンの話なんか、僕、ずっと間違ってるという扱いから3回も4回やって、ほんで、職員の中には「堀内間違ってるよ」と言う人もおるんですよ。そこら辺がおかしいと言うんですよ。

だから、僕らがどうやとか技術屋がどうやという判断じゃなくて、この図面に対して双方の意見を出し合って協議形にしていないうことが問題やと言うとるんです。だから、税金を投入するんです。安くついた、高くついたとちゃうんです。いいもんをつくる一歩目というのはそこにあるということを、僕はわかっていただきたい。次から同じことは絶対にしないでいただきたい。ほかの部にも同じことを言うるとるんです。勝手にやるんやったら責任もつけてください。

ここで伺うんですけど、工事内容を責めとるわけと違うんです。そこで、先に建設部長、しびれる答弁を欲しいんですけど、もしこの対話や教義があつたらこの形にしていましか。

○議長（土井裕美子君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）お答えさせていただきます。もしもあればということですが、この施工に関しては、決して望ましい施工ではなかったとしか申し上げられません。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）お味方していただきありがとうございます。犯人探しとるわけちゃうんです。次こう起これへんために、公の場でユーチューブを見て協議したらええだけの話なんです。誰が悪いんじゃない。全員悪いでいいんです。ほかの議員は悪くないです。僕が見落としたさかいに悪いんです。だから、そこら辺を踏まえた上で次をどういうふうにしていくかということは、絶対に肝に命じていただきたい。

ちょっと話、もとに戻ります。さっきの写真にもありましたけど、最近ブロック塀が倒れるという事件がありましたけども、さっき写真にブロック塀が写っていたと思うんですけど、穴があいて水がびゅーっと出るとるんですけど、このブロック塀は大丈夫ですか。そ

して、電柱が立っていますけど、これは大丈夫ですか。二点お伺いします。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）先ほどのブロック塀、ある程度駐輪場がありまして、屋根がついてまして、それを基礎的な形の部分としてブロック塀が建っております。これにつきましては平成30年の大阪北部地震の際、ブロック塀について通達が出て、その際に市内各所、また教育委員会におきましては、各学校の周辺ということで調査をしております。

その中で、ちょうどこの先ほどの地図の②番あたりのところにありましたブロック塀につきましては、撤去のほうをさせていただきました。これはブロック塀という扱いをさせていただいたんですけども、今、議員おただしいいただきました駐輪場の基礎的な部分としてのこのブロック塀については、この際の調査の対象からは外れております。このときに確認は、基本的にはしておりません。ただ、私も現場へ行きまして、ブロック塀は見させていただきました。専門的なところについてはきちっとした機器で確認しないとわかりませんが、一部崩れている部分は確かにありましたので、そういう部分でいけば、このまま放置しておきますと老朽化はさらに進んでいきますので、やはり危険と判断した場合には速やかに撤去すべきものというふうには考えております。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）映像をお願いします。ブロックが大丈夫か否かと言うたら、大丈夫というふうには言えないということですね。大丈夫じゃないとも言えないけども、大丈夫であるという根拠がないということですね。また調べたってください。この映像が次に進むんですけども、5番のところですね。これも水でめっちゃあふれています。この横から水

が入ってくるって説明を受けるんですけども、ある程度水かさが増えないとここに水が入ってくれない。ほんで、西へ行けへんようになっとる。これ、毎回職員さんが行くんですか。アメダス見て毎回行くんですか、ボランティアで、草刈りも。

理事にお伺いするんですけど、ちょっと前向いた話に持っていきましょう、理事。これらの水を排水、図面で言うと12で大きく丸してある、そして11に矢印が打ってあるんですけど、これがこの辺なんですね。ここら辺が12で、ここらが11のほうですね。で、国道まで出たら、国道の西向いて右側、ほんで、左側、ここらは道路向いて排水を逃がすことができれば、ここらはこのゲリラ豪雨のピークのときまだこんな感じなんです。ここへ行ってほしいなって、素人感覚の私の願いと落としどころなんですけど、プロの理事の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）理事。

○理事（久保進君）堀内議員のご質問にお答えをいたします。

まず、この全体の排水系統のほうからちょっと話をさせていただきますけれども、まず2番、3番、4番、この前に水路をいけとると思うんですけども、これについてはその4、5、6のところの東西の水路、これの位置とか高さに合わせて水路勾配をつけて、この水路に流れ込むような高さに設置しています。6番のところから7番のちょうど東のほうですか、園庭と交わるころ、ここへ抜くようにこれも勾配をつけて入れております。

あと、そこから7番、12番のほう、この方向に向いてはこれは既設の水路ですので、この断面というのはこれ以上さわれないので、そのままの形で、これに流れやすいように設置したというふうな形になっています。

あと、先ほどちょっと言われていました、

ちょうど東側の用水路ありますよね。用水路から園庭にぶつかるところ、これについては、二つに上の用水路が分かれています。で、その下流側、園庭の周りを回るように水路がつけてあるんですけども、これについては、この7番の付近の水量より大きくすると、7番周辺であふれる危険性があるので、その園庭の周りの水路というのは7番と同じ大きさ、基本的にそういう形で流しています。

そこで、この12番のところから先ほどお話のあった11番向いての水路なんですけれども、これは既設のままでいっとるわけなんですけれども、これについてはさっきの映像の流れていない理由がちょっとはつきり今のところつかめてないのが実情です。で、もし勾配があるのであれば、当然流れていくはずですが、それか、堰とか何かがあって流れてないのであれば、それはそれに対応するような方法があるとは思いますが、どっちにしても、もう一回、水が増えたときにそこは確認してみやんとわからんと思います。

全体の形としては、この12番のところまでは、排水系統としては勾配もつけて、ただ、この全体の地形的なものが非常に勾配のないところなんです。で、この11、12のあたりの水路の高さというのが決まってしまうもので、それと、そのグラウンドの高さ関係を考えると、どうしてもこれが一番、これ以上の勾配とか、流すというのはちょっと無理かなというふうに思います。

以上です。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）国道の両サイドの原因はこれから調査していただいて、可能であれば南向いて行ける可能性もゼロではないということやと僕は思うんですけども、やはりこれらも技術屋、理事おるんじゃないですか。建設部長おるんじゃないですか。給料払って

おってくれとるんでしょう。どんだけもうとるかは別ですけど。やっぱりそれをちゃんと聞いていかんとあかんということを、前部長と現部長に言うときたい。土入ったみたいですねと言われたんですよ、前の教育部長。わけわかってなかったな。そういうのもやっぱり具合悪い、はっきり言うて。こっちは地元で母校で、貯水池になっとるんです。この9番から水が入ってくるようになっとるんです。もっとみんなで情報を共有していただきたい。ほんで、このグラウンドがこの辺を守っとるというのちゃんと理解していただきたい。ほんまやったら、予算のこととかもちょっと、財政課長にも言うてあったんで問いたいんですけども、時間もあまりありませんので、ちょっと飛ばさせていただきます。

何でU字溝やったんかということも課題なんです。ブロックでよかったんちゃうんかって。ある程度泥水が浮いてきてU字溝に入るまで、何のためのU字溝かもわかれへん。もう一回理事が見直してくれるって、教育委員会も見直してくれるというんで、このハード的なことはこれ以上申し上げませんので、きっちり誠心誠意を持ってやっていただきたい。よろしくをお願いします。

次に、前向いた話をさせていただきます。仮の話でございます。財政難で金もありません。当然、道広げてよ、用水路つくってよ、コミュニティの場としてこんなふうにしてよ、市長さんという話にきれいに持っていきかけたんですけど、なかなか気持ちのバランスもきれいに、ストーリーとして成り立ちません。なかなかこの問題をどういうふうにするかというのは財政難ということを別として、地域のコミュニティの場であれば、例えば、フェンス撤去、ブロック調査した後にもしだめだった場合、ブロックもどけらなあかん。ブロックどけるんやったら電柱もどけやなあ

かんということになるかどうかは別なんですけども、その辺、排水溝の大きいのを道に設置して、南へ進入路も広げて、運動場内のあり方というのはどういうふうになっていくか。

例えば、キノコ公園とか、九度山の道の駅の横の公園、ああいうのを、やっぱりよく学文路民があそこでおるんですね。こういうのんもやっぱり見据えて、何でこれを言うかというのは後にまたあるんですけど、やっぱり補助金、前に会派で行ったとき、鯖江市ですかね、めがねロードであったりとか、過疎事業であったりとか、宝くじ、いろんな補助金、文部科学省からすごい選手も帰ってきてるみたいじゃないですか。ああいう人らの廃校プロジェクトも、みんなの知恵を共有して、ええ形に持っていきこうという、お金がないからこれやってくれ、これをしくじったから、これをやりなさいとかそんなことじゃないんです。これをこういうふうに夢を、図面を描いていきこうという思いを持っていただけるんか否かということ、市長の思いをちょっとだけお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）堀内議員の質問にお答えをします。

大変答えにくいですけども、確かにあそのグラウンドについては、あそのグラウンドをどうしようかという話をしたことはあるんです。水がたまるどころだけに排水の仕方であるとか、ポンプをつけるかとかいう協議はしたことがあるんですけど、なかなかすぐ堤防があるものですから、堤防に穴あけらん限りこれはなかなかでき上がれへんなどという事で、この間も担当課を呼んで、一度、雨降った状況を見てグラウンドの排水については、もう一度検討しようかというふうにしていきます。

公園化については、水のたまるようなところに公園というのも非常にそこがクリアできん限り、雨降ったら使えれへん、水引くまで使えれへんというようなものでも困りますし、逆に、あまり管理するところが増えていきますと、非常に厳しいかなというふうに思っています。

私もその周辺整備という部分では、何か道路の改良とか、そこはああいいう内輪差が出るようなところは改良したらいいと思います。ただ、一番古い紀見公民館がまだ全く手をつけてないということで、やっぱりある程度平等に公民館を、あと紀見だけ残っていますから、先にそこをやっていかんと平等性がやっぱりなかなか図られへんのかなというふうに思っています。ただ、財源的に今見つかっておりませんので、正直どうしようかなというふうには思いますけども、まず公民館に関しては、次、紀見公民館を整備して、あと、紀見地区だけが狭い城山台にある公民館だけです。そこを先に整備をした形で考えていければなというふうに思います。

市道の拡幅についても、地元の人たち、清水区、あるいは公民館を使っている方々のまず要望というのがまだ実際に全く上がってきませんし、これを進めるには県道がありますので、県道を交差点改良という話を県と話をつけて、恐らく用地買収もしてもらわなあきませんし、歩道のつけかえというところも解決をしていかなあかん。そして、市道を広げて学文路のグラウンドの中へ入ったときの今度水の問題がどうなるんかということも、結構、市道拡幅については非常に課題が多くて、どれぐらいのお金がかかるかというのがまだ現実見えてきていません。順序的には先、運動場の水の問題を片づけさせていただき、そして、市道の内輪差のあるところの安全対策をさせていただきというところでやってい

きたいと思います。

まず、紀見公民館も建設に向けてちょっと進めていきたいと思っておりますので、その周辺整備の計画というのは、やっぱり財源なくして考えられへんことなんで、そこの部分も含めて、これから、今までちょっと教育委員会との疎通が悪かったみたいなんで、今後、建設部も一緒に入った形で協議をさせていただくということをご理解いただきたいと思います。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）市長、ありがとうございます。前にも市長、言うてくれとった。俺を納得させたらなと言うてくれたんで、これじゃあ納得できないですかね。やっぱり熱意で物事が動くとは思っていないんですけど、確かに財源確保して何かをやるよというのもあるんですけど、失敗したものをピンチをチャンスに変えるというの、確かに、チャンスってめったにないからチャンスなんで、これをチャンスと生かせるように、財源ありきで物事をつくるの、確かに市長の言われることは政治家としては正しいけど、片や攻めの平木哲朗さんとしては、やっぱり夢を描いてから優秀な職員がいらっしゃるわけですから、これに対してこんな補助金ないかって、すばらしい職員がいっぱいおるわけじゃないですか。知恵の人がね。理事も副市長もおるし、何ぞあったら、市長やったらこないするであろうって、みんなちゃんと政してくれると思うんですよ。上手に使っていただけたら。ほんで、この思いというのは命令をしていたきたい。財源があったらするではなくて、何かええ財源ないかというような命令をしていただけたら、あとはどないか僕もねちねち行くんで、今回のことはこれで終わりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

終わります。

す。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さんの一般質問は終わりました。

（午後 3 時15分 休憩）

この際、午後 3 時30分まで休憩をいたしま